

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	相模原市 国民健康保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、本市国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることをここに宣言します。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年12月28日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民健康保険事務						
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下、「国保法」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)並びに相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)に基づき、国民健康保険の資格管理及び保険給付等並びに国民健康保険税の賦課徴収を行うものである。</p> <p>相模原市は、以下の事務のうち、上記法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号。以下「市番号条例」という。)で定める範囲内において、特定個人情報を取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格の得喪を管理する。 ②被保険者に被保険者証、高齢受給者証の交付を行う。 2 国民健康保険税の賦課に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険税の賦課決定のための所得情報を把握する。 ②把握した所得情報から国民健康保険税を決定し、納税通知書等の通知を行う。 ③資格の得喪、所得情報の変動により必要な国民健康保険税の税額の更正を行う。 ④国民健康保険税の軽減、減免の決定を行う。 3 国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者への療養の給付、入院時食事療養費などの現物給付を行う。 ②被保険者からの各種申請(高額療養費、療養費等)に基づき、必要な現金給付を行う。 ③被保険者への保険給付の支給情報を管理する。 ④被保険者からの申請に基づき、限度額適用(・標準負担額減額)認定証、特定疾病療養受療証の交付を行う。 4 国民健康保険被保険者への保健事業の実施に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者への特定健康診査・特定保健指導を行う。 ②被保険者からの申請に基づき、健康診査・歯科健康診査を行う。 ③被保険者からの申請に基づき、人間ドック・脳ドック検診料の補助事業を行う。 ④上記①～③のほか、被保険者の健康増進、重症化の予防を目的とした保健事業を行う。 5 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) <ol style="list-style-type: none"> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。 						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>国民健康保険システムは、国民健康保険の被保険者の資格、被保険者への給付、国民健康保険税の賦課等、国民健康保険に関する情報を保有・管理するシステムである。</p> <p>①資格管理 ・資格異動管理機能 ・前期高齢者管理機能 ・保険証の発行 ・滞納者対策機能(短期被保険者証、資格者証) ・特定同一世帯所属者管理機能 ・旧被扶養者管理機能 ・非自発的失業者管理機能 ・国保連合会への報告データ作成機能</p> <p>②賦課管理 ・所得資産管理機能 ・当初賦課計算機能 ・賦課更正機能 ・減免管理機能 ・納税通知書(再)発行 ・特別徴収の決定機能 ・メンテナンス機能 ・保険税の試算機能 ・税率設定機能</p> <p>③給付管理 ・レセプト情報等の取込、審査機能 ・高額療養費管理機能 ・療養費管理機能 ・高額医療介護合算療養費管理機能 ・出産育児一時金・葬祭費管理機能 ・不当利得管理機能</p> <p>④その他 ・報告資料等の作成機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)</p>

システム2

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、共通基盤システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携機能)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="radio"/> その他 （ 共通基盤システム ）
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。</p> <p>②宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。</p> <p>③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p> <p>④データ連携機能 庁内連携の共通処理となるメッセージ変換を行う。</p> <p>⑤統合DB機能 各業務データの副本の保持と各業務が共通で利用する情報の管理を行う。</p> <p>⑥認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへの職員情報の連携を行う。</p> <p>⑦セキュリティ管理機能 アクセスログの管理、データの暗号化、情報の出力制御等を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="radio"/> 税務システム <input checked="" type="radio"/> その他 （ 中間サーバー、各業務システム ）

システム4	
①システムの名称	<p>国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添1の(1)を参照)</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>2. 高額該当回数引き継ぎ業務(詳細は別添1の(2)を参照)</p> <p>①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1の(3)を参照)</p> <p>①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)</p>

システム5									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、「1. 資格履歴管理事務に係る機能」、「2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能」、「3. 地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）」を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>1. 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(実施しないため評価対象外) ①機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 ②情報照会及び③情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 ④情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において 被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>3. 本人確認事務に係る機能(実施しないため評価対象外) ①個人番号取得 及び ②基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (国保総合(国保集約)システム、オンライン資格確認等システム)									

3. 特定個人情報ファイル名

(1) 資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等)

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>①事務実施上の必要性</p>	<p><国民健康保険業務> 国民健康保険事務の実施にあたり、適正な賦課課税、療養等の給付及び国民健康保険税の徴収のため、住民の所得情報等を正確に把握する必要がある。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>
<p>②実現が期待されるメリット</p>	<p><国民健康保険業務> ①個人特定の正確性が向上するとともに、作業の効率化を図ることができる。 ②課税の精度が高まり、公平・公正な課税を実現することができる。 ③届書及び申請書等(以下「届書等」という。)の提出など、届出及び申請(以下「届出等」という。)に際し、所得証明書等の提示が不要となるなど、住民の負担が軽減する。</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>

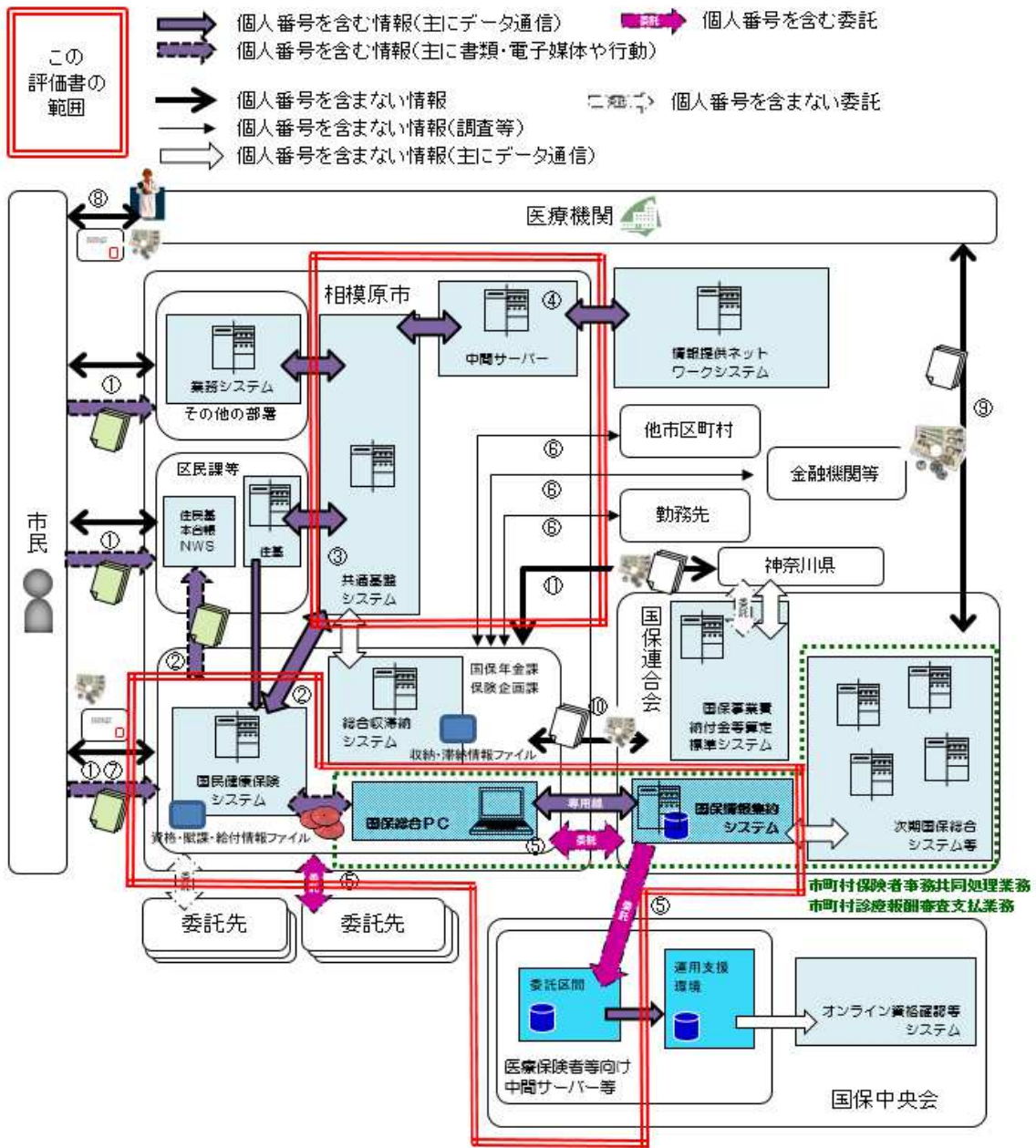
5. 個人番号の利用 ※

<p>法令上の根拠</p>	<p><国民健康保険業務> ・番号法別表第1の16項及び30項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・市番号条例第4条、別表第2第1項の表7の項及び9の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
---------------	---

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険業務> [法別表第2における情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」又は「医療保険者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別紙1)</p> <p>[法別表第2における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、42の項(国保法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)、及び44の項(国保法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税制・債権対策課、納税課 市長公室DX推進課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p>
②所属長の役職名	<p>保険企画課長、国保年金課長、税制・債権対策課長、納税課長 DX推進課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、 大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、 串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、 藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、 上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、 新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、 東林まちづくりセンター所長</p>
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容

A: 国民健康保険事務全体の概要







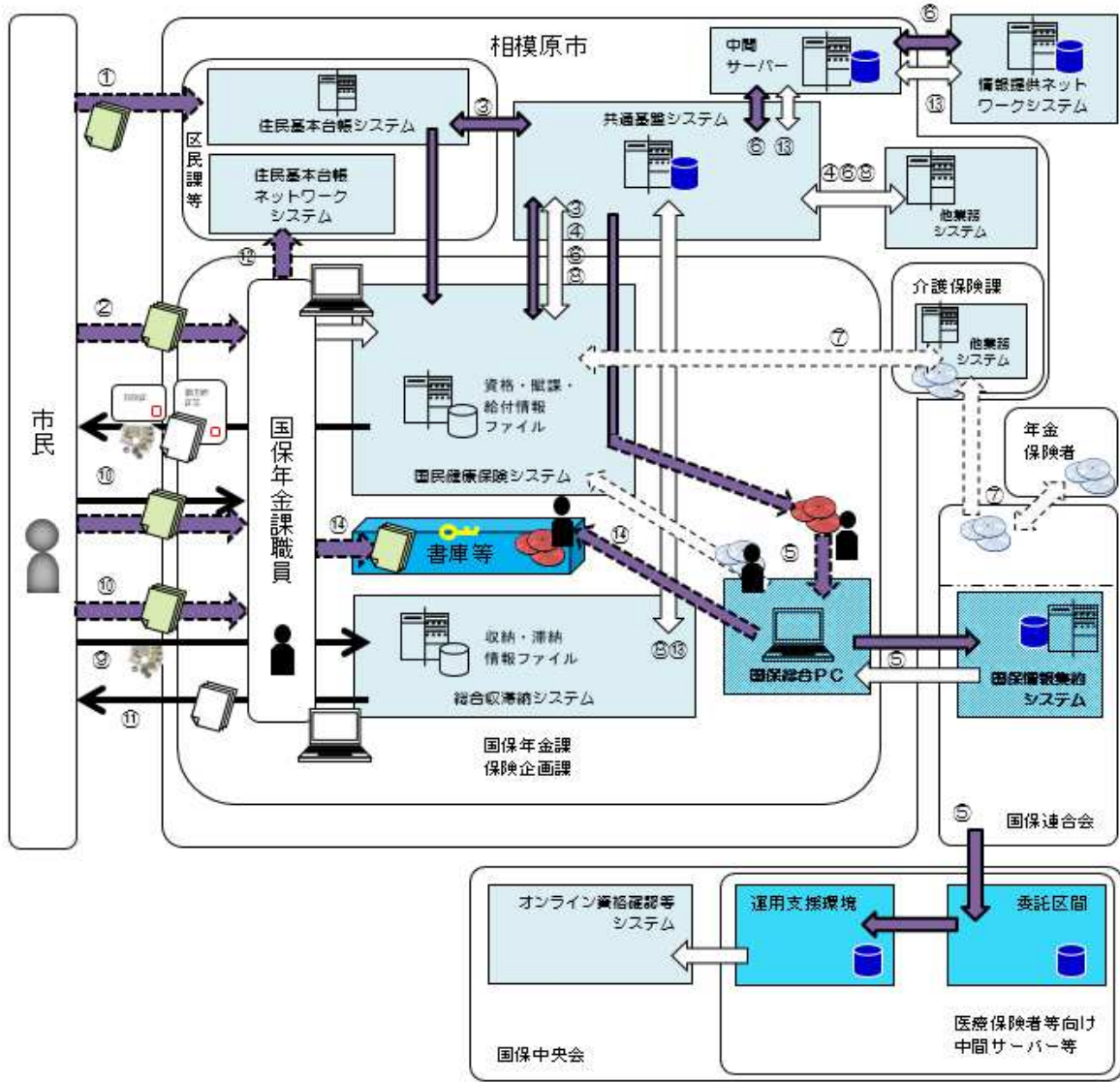
(備考)

- ①相模原市では、法令等に基づく個人番号の記載が必要な届書等の提出時に、市民から個人番号を収集する。被保険者の資格を確認し、必要に応じて被保険者証を交付する。
- ②相模原市では、収集した個人番号の真正性の確認のため、共通基盤システムを経由して参照する個人番号と照合する。または、住民基本台帳ネットワークシステムを参照して照合する。
- ③相模原市が保有する特定個人情報、法令等及び必要の範囲内で、共通基盤システムを経由して利用又は提供する。
- ④情報提供ネットワークシステムを通じて照会または提供する特定個人情報は、中間サーバーを経由する。
- ⑤国民健康保険事務で、一部個人番号を含む事務を委託することがある(別添1のCで別掲)
- ⑥国民健康保険事務に必要な事項を、他市区町村、勤務先、金融機関等に調査することがあるが、個人番号は使用しない。
- ⑦相模原市は、世帯員に被保険者がいる世帯主に、国民健康保険税を賦課し、世帯主は、国民健康保険税を納税する。
- ⑧被保険者は、保険証を呈示して医療機関で診療等を受け、一部負担金を支払う。
- ⑨医療機関は、レセプト電子請求又は紙請求により、国保連合会へ請求し、診療報酬の支払いを受ける。
- ⑩国保連合会は、相模原市へ保険者負担金を請求し、支払いを受ける。
- ⑪神奈川県は、国保事業費納付金を相模原市に請求し、相模原市は納付金を神奈川県へ納付する。また、相模原市は交付金を神奈川県に請求し、神奈川県は交付金を相模原市に交付する。

(別添1) 事務の内容

B: 市民と国民健康保険事務の関係

-  個人番号を含む情報(主にデータ通信)
-  個人番号を含む情報(主に書類・電子媒体や行動)
-  個人番号を含まない情報
-  個人番号を含まない情報(主に書類・電子媒体)



(備考)

[資格(被保険者)情報の管理に関する事務]

- ①住民異動による資格取得・喪失の届出の受理、確認／被保険者または世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更の届出の確認
- ②被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失の届出の受理、確認／被保険者証、高齢受給者証の交付申請受理、確認
- ③住民記録業務への被保険者の国保資格情報の移転(住民基本台帳法第7条)
- ④福祉、保健事務への国保資格情報の移転
- ⑤被保険者資格情報・異動情報を国保連合会に送付する／資格継続候補世帯がある場合は継続性を確認し、継続が確定した場合は高額該当引継情報連携ファイルを受領し、情報を引継ぐ／オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

[国民健康保険税の賦課・徴収管理に関する事務]

- ⑥国民健康保険税の算定のための所得の把握(本市の個人住民税(所得情報)／当該課税年度の1月1日に住所を有していた市区町村への所得情報確認(情報提供ネットワークシステムを通じた照会又は書面による照会))
- ⑦国民健康保険税の賦課のため、介護保険に関する情報について、国保連合会から特別徴収対象候補者の情報が介護保険課経由で国保課に送付される。次に届いたデータを変換したものを国保課からDX推進課に渡し、システムへの反映を行う／システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、介護保険課経由で国保連合会に提出する／特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知する(システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、介護保険課経由で国保連に通知する)
- ⑧国民健康保険税の徴収方法の検討、決定を行う(特別徴収に係る調査等)／決定した特別徴収対象者の情報を市民税課(個人住民税特別徴収)に移転する／財務会計システムに調定情報の報告を行う／総合収滞納システムで賦課情報を利用する
- ⑨通知した国民健康保険税について、普通徴収(口座振替含む)又は特別徴収の方法で徴収する

[被保険者等からの届書等の提出や被保険者証等の交付等]

- ⑩国民健康保険税の減免、納税猶予等の申請受理及び判定を行う／核給付申請の受理、確認を行う／被保険者証、高齢受給者証の交付／納税通知書の交付／給付(支給)額や負担限度額の決定通知及び療養費等の給付

[国民健康保険税の滞納処分に関する事務]

- ⑪納期限を経過しても納税しない納税義務者に対し督促状を送付する／なおも納税しない納税義務者にたいし催告書を送付する／滞納処分を実施する(督促状の期限を経過しても納税しない納税義務者の財産調査し、その財産の差押等を行い、その事実を通知する／差し押さえた財産を換価し、滞納国民健康保険税に充てる)

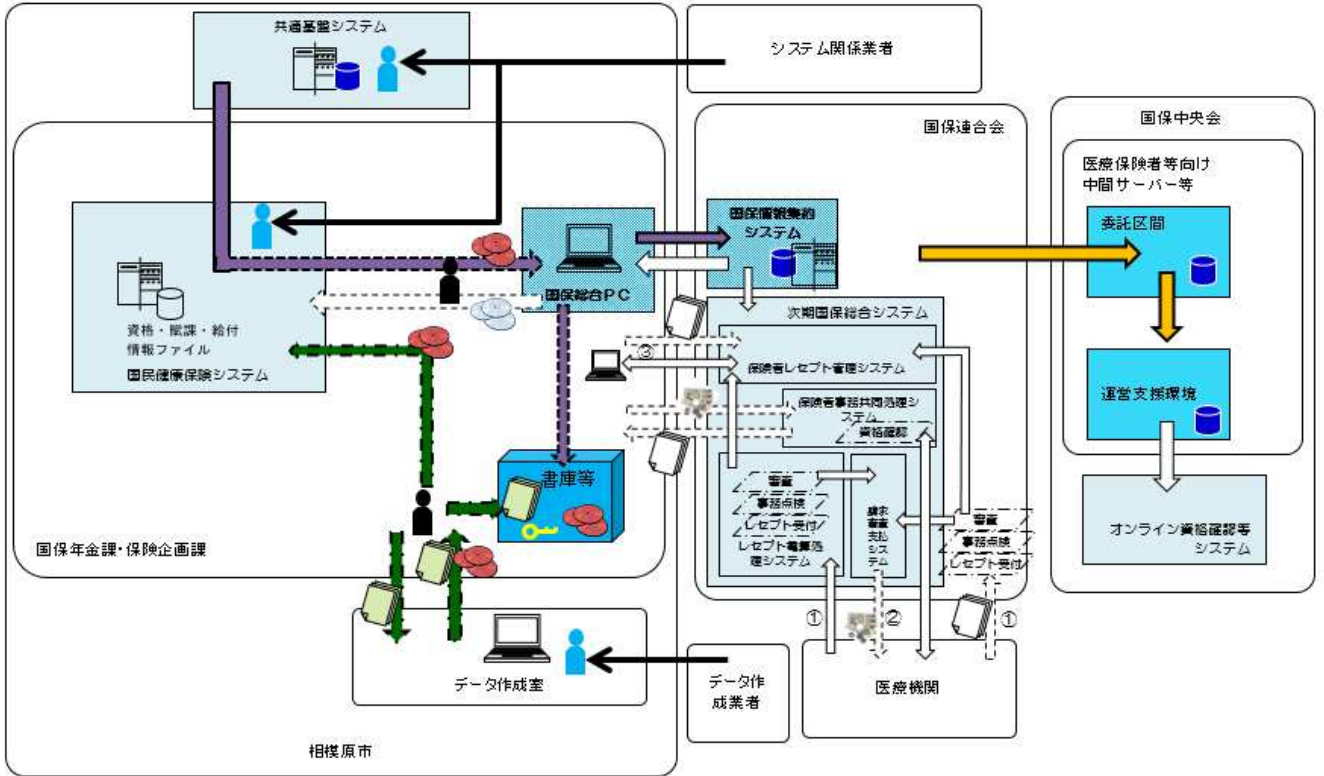
[全般]

- ⑫提出された届書等に記載された個人番号の真正性確認のため住民基本台帳ネットワークを参照する(本市に住民票がない者)
- ⑬情報提供ネットワークシステムへの滞納情報の提供(生活保護法関係事務、中国残留邦人等支援給付等関係事務、介護保険法関係事務)
- ⑭個人番号が記載された届書等、電子媒体等は、書庫等で施錠して管理する／廃棄の際は、復元不能となるよう措置を講じた上で廃棄する

(別添1) 事務の内容

C: 国民健康保険事務と個人番号を含む業務委託の関係

- 1. 申請書データ作成業務委託
- 2. システム開発・保守・運用業務委託
- 3. 市町村保険者共同処理業務等委託(主にデータ通信)
- 3. 同(主に電子媒体)
- 3. 同(個人番号を含まないデータ通信)
- 3. 同(個人番号を含まない書類・媒体等)
- 委託業者職員
- 国保年金課職員
- 4. オンライン資格確認準備業務委託(データ通信)
- 4. 同(個人番号を含まないデータ通信)



(備考)

C-1. 申請書データ作成業務委託

委託業者職員が庁内のデータ作成室において、個人番号が記載された届書等を含む届書等をもとにデータを作成し、納品する。

C-2. システム開発・保守・運用関係業務委託

委託業者職員がシステム開発・保守・運用関係の業務を行うため、庁内で特定個人情報を取扱うことがありうるが、委託事業者へ特定個人情報の提供は行われない。

C-3. 市町村保険者共同処理業務等委託

国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、(1)資格継続業務、(2)高額該当回数((1)(2)について次ページ以降で別掲)の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。

なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。

上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。国保総合システムの概要は以下のとおり。

①医療機関からレセプト(電子、紙)が送付される

②国保連合会において、レセプトの審査を行い、疑義があれば返戻し、審査合格の場合は医療機関へ診療報酬を支払う

③国保課は、レセプトの確認を行い、必要に応じて過誤・再審査の請求を書面で行う

オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

C-4. オンライン資格確認の準備業務委託

①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

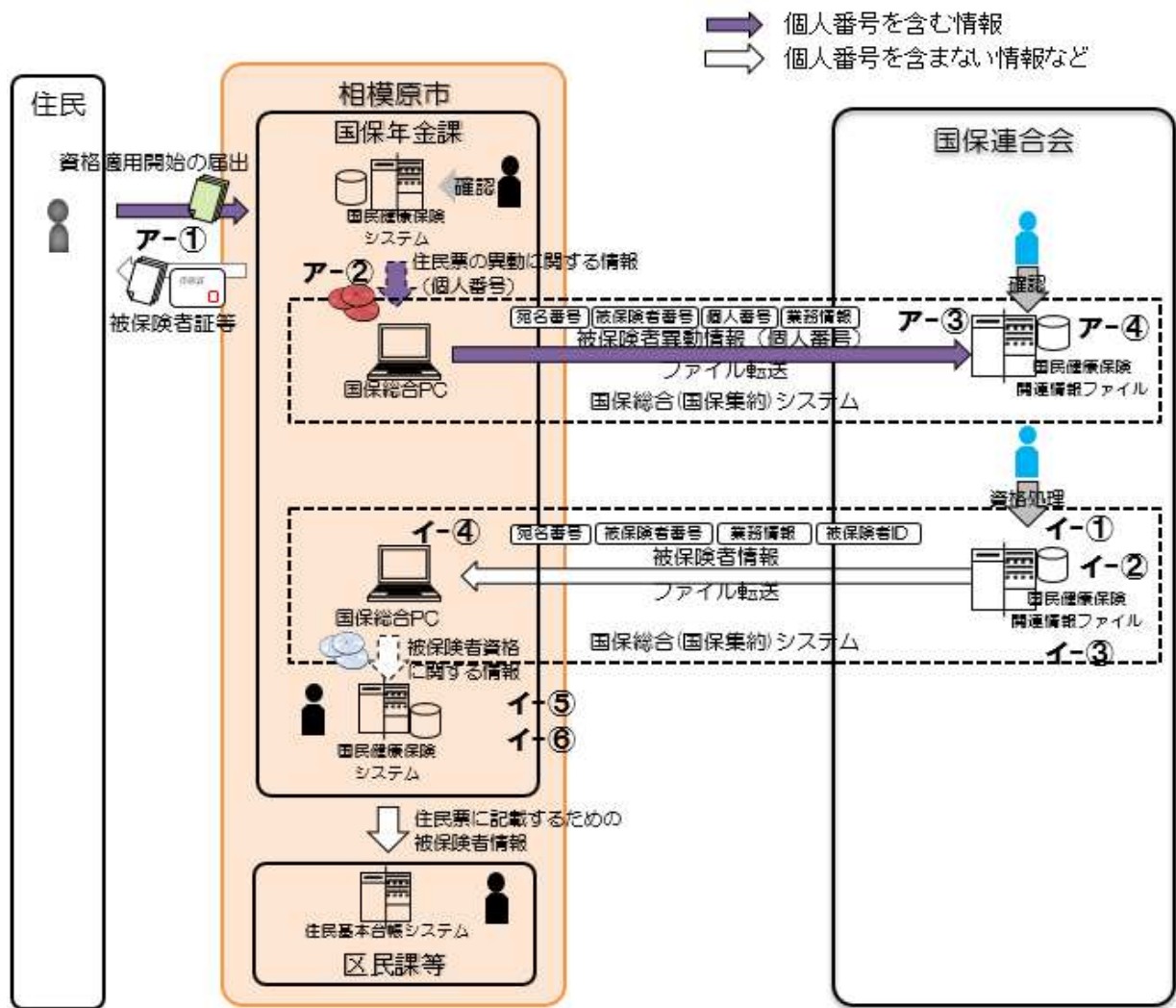
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。

②医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

(別添1) 事務の内容

(1) 資格継続業務



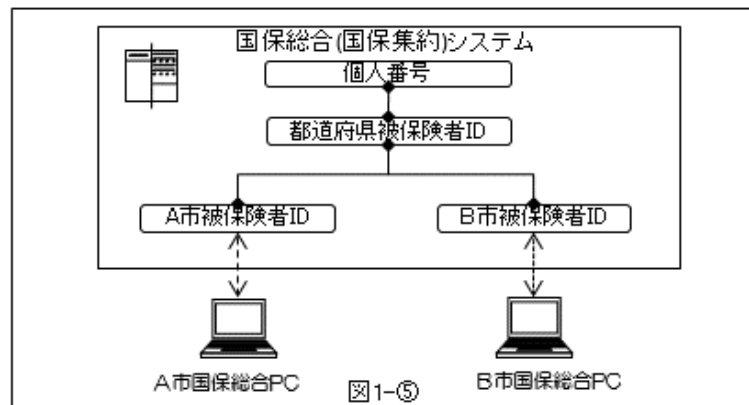
(備考)

(1)資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市区町村であるため、資格の取得日・喪失日は別に、自市区町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、市区町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市区町村が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市区町村から送付された被保険者情報と転入地市区町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市区町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

【ア. 被保険者異動情報等の送信】

- ア①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- ア②国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- ア③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- ア④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- ア⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

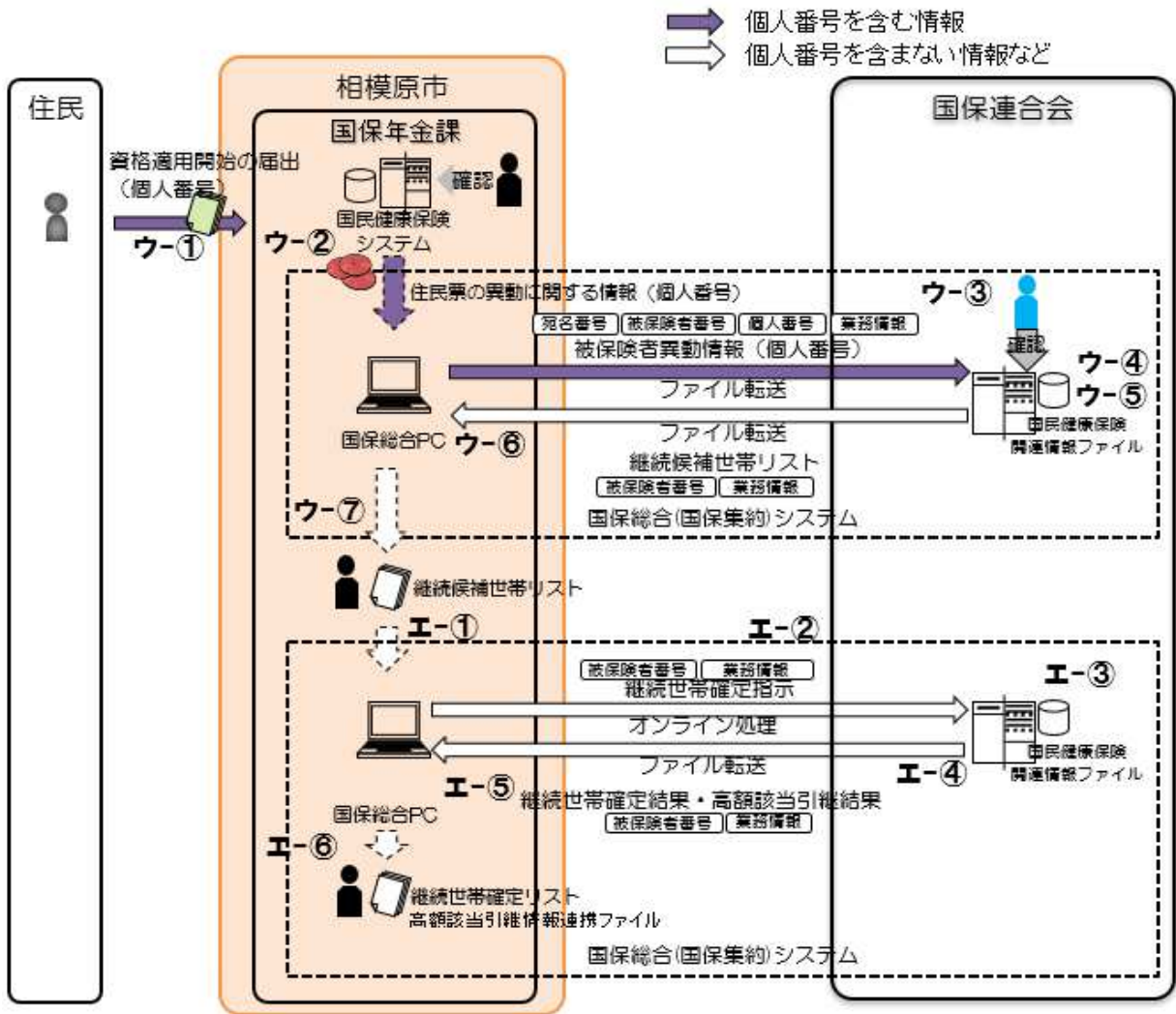


【イ. 被保険者情報の受信】

- イ①ア. において市区町村の国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の市区町村間を転居した場合には、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- イ②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付けされている。
- イ③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者情報が管理される。
- イ④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- イ⑤市区町村では、市区町村の国保総合PCから被保険者情報を電子媒体等に移出し、国民健康保険市区町村事務処理システムに移入する。
- イ⑥国民健康保険市区町村事務処理システムでは、移入された被保険者情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者情報を更新する。市区町村では、すでに被保険者情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者情報を追加して管理する。

(別添1) 事務の内容

(2)高額該当の引継ぎ業務



(備考)

(2)高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他市区町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

【ウ. 継続候補世帯の抽出】

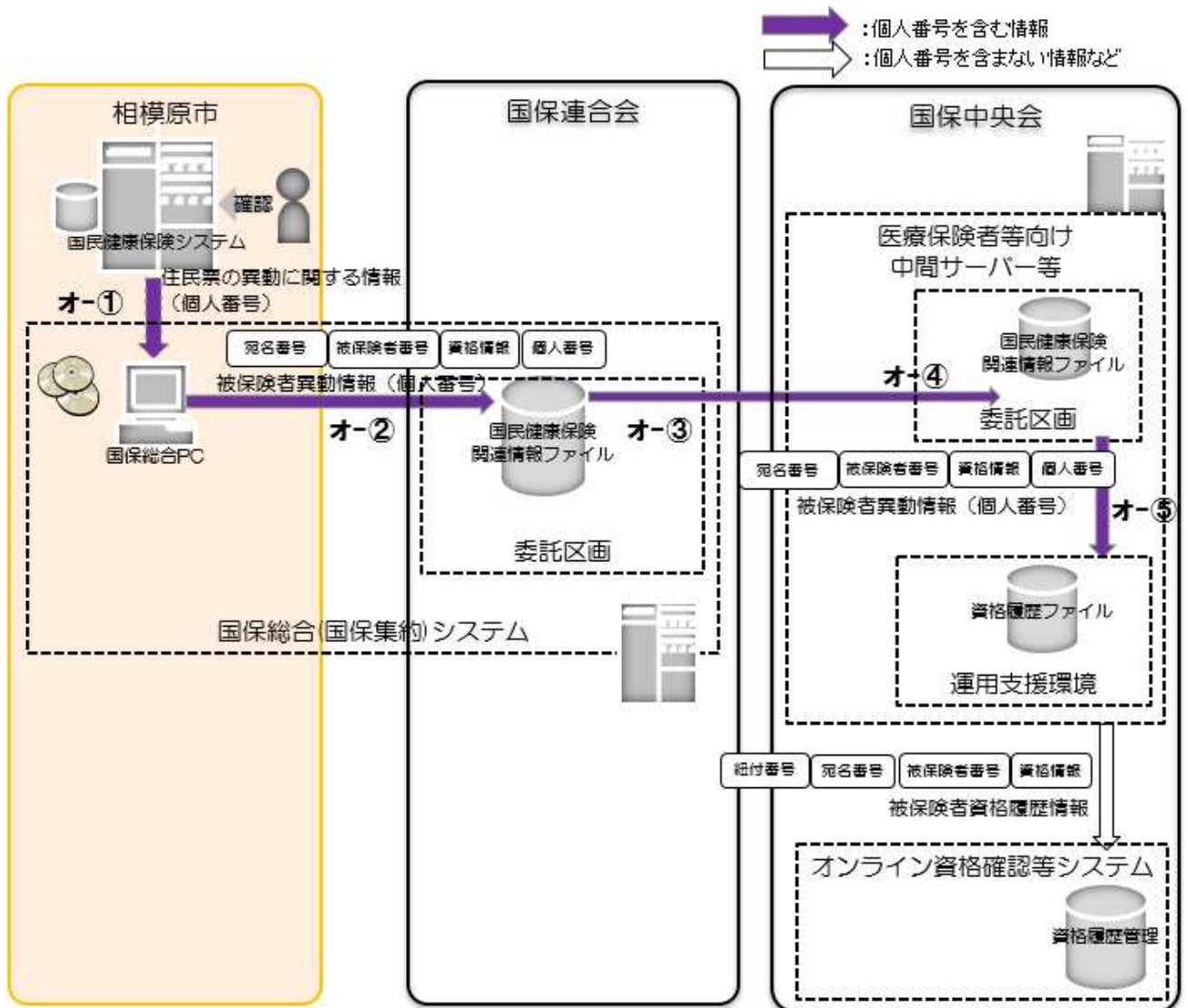
- ウ-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村事務処理システムに当該情報を登録する。
- ウ-②国民健康保険市区町村事務処理システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- ウ-③市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- ウ-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- ウ-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- ウ-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- ウ-⑦市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

【エ. 継続世帯の確定および高額該当回数の引継ぎ】

- エ-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、市区町村の国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- エ-②市区町村の国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- エ-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- エ-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- エ-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから市区町村の国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。また、市区町村において、市区町村の国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

(別添1) 事務の内容

(3)オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供



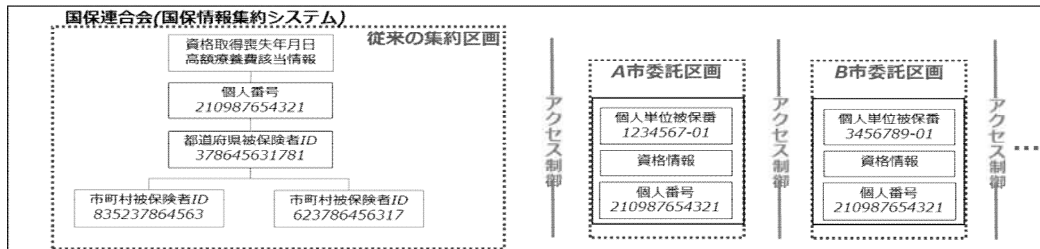
(備考)

(3) オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上記の資格履歴情報の管理を行うため、市区町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

【オ. 被保険者異動情報等の送信】

- オ-①市区町村システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、市区町村の国保総合PCに移入する。
- オ-②市区町村の国保総合PC(又は自動連携PC)から、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- オ-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等へ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市区町村間)の提供等は発生しない。



- オ-④医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。医療保険者等向け中間サーバー等では、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- オ-⑤医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、市区町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格・賦課・給付情報ファイル(国民健康保険システム、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市国民健康保険の被保険者及びその世帯主 過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は同法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主
その必要性	①国保法第5条及び第6条に基づき、国民健康保険の資格情報を管理するため。 ②地方税法第703条の4に基づき、国民健康保険税の賦課を行うため。 ③国保法第5条及び第6条、並びに第36条、第52条、第52条の2、第53条、第54条の2、第54条の4、第57条の2、第57条の3、第54条、第54条の3その他条例で規定された国民健康保険に関連する給付情報を管理するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	①個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ②その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(以下「宛名番号」という。)を保有する。 ③基本4情報:被保険者証・納税通知書の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 ④その他住民票情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有する。 ⑤地方税関係情報:被保険者の自己負担割合や保険給付の支給等の判定、保険税を算定するための所得・資産情報を保有する。 ⑥医療保険関係情報:本事務を運用するための国民健康保険情報を保有する。 ⑦介護・高齢者福祉関係情報:資格等の判定、保険税の賦課をするための介護保険情報等を保有する。 ⑧年金関係情報:年金特徴による賦課のため保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年5月【国保総合(国保集約)システムは平成29年8月】※平成30年1月国保総合システム更新

⑥事務担当部署	国保年金課 DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課、資産税課、区政推進課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (国保連合会)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)
③入手の時期・頻度	<p><国保連合会以外からの入手></p> <p>○定期的に入手する事務 毎年4～6月の当初課税を行うとき</p> <p>○個別に入手する事務 以下のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が記載された届書等が提出されたとき(住民異動による届出が行われたとき、あるいは国民健康保険への加入、脱退にかかる資格取得/喪失に関する届出、保険給付の申請等が行われたときなど) ・賦課更正が発生したとき <p><国保連合会からの入手></p> <p>○資格継続業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等): 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 <p>○高額該当の引き継ぎ業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等): 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。

<p>④入手に係る妥当性</p>	<p><国保連合会以外からの入手> 国保法第5条及び第6条により定められた被保険者について、番号法第9条に基づき適正かつ正確に個人を特定するため</p> <p><国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、本市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、本市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <p>1. 入手の時期・頻度の妥当性 ○資格継続業務 ・被保険者情報：国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ○高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報：高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</p> <p>2. 入手方法の妥当性 ○入手は専用線を用いて行うことで、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化をあわせて行うことにより、通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクを低減させる。</p>
<p>⑤本人への明示</p>	<p>①国保法第9条の規定により、世帯主には届出の義務について規定されている。 ②国保法第113条及び第113条の2の規定により、世帯主や官公署、雇用主、他の保険者に対して文書・資料の提供等を求めることができることが規定されている。 ③地方税法第707条の規定により、賦課徴収に関して必要があるときの質問検査権が規定されている。 ④国民健康保険事務に必要な場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、また、同法の別表第2の27の項及び42の項により、情報提供ネットワークを経由して、情報を取得できることが規定されている。</p>
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>被保険者の資格管理・給付管理を正確かつ効率的に行うため。また、国民健康保険税の適正かつ公平な課税を行うため。</p>
<p>変更の妥当性</p>	<p>変更無し</p>
<p>⑦使用の主体</p>	<p>使用部署 ※</p> <p>国保年金課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)</p>
<p>使用者数</p>	<p>[100人以上500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>①届書等又は他市町村からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、共通基盤システムを経由して参照する個人番号を照合する。 ②賦課を行うために必要とする国民健康保険以外の情報(所得情報等)と突合するために、個人番号を使用する。</p> <p><神奈川県内の市町村間の転出入の場合></p> <p>③国民健康保険の被保険者資格、高額療養費の支給に関する情報を都道府県単位で管理するため、国保総合(国保集約)システムで個人番号を使用する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>①個人番号カード又は通知カード及び本人確認書類の確認により突合を行う。 ②届書等に記載された個人番号と共通基盤システムを通じて取得した情報を突合する。</p> <p><神奈川県内の市町村間の転出入の場合></p> <p>③届書等に記載された個人番号と国保総合(国保集約)システムを通じて取得した情報を突合し、資格継続、高額療養費該当の引継ぎを行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>資格取得・喪失等の集計や事務処理実績の統計は行うが、特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>①所得額等に基づき国民健康保険税額を決定・変更する。所得額が低額の場合、税額が軽減される。 ②所得額等に基づき医療費の自己負担限度額を決定する。</p> <p><神奈川県内の市町村間の転出入の場合></p> <p>③高額療養費該当の引継ぎを行うことにより、多数回該当となる場合の高額療養費の支給額が増額(自己負担限度額が引下げ)となる。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成30年4月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (8) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	国民健康保険システム開発・保守・運用	
①委託内容	国民健康保険システムの開発・保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	本市国民健康保険の被保険者及びその世帯主 過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は同法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主	
その妥当性	システム開発・保守・運用業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内の作業で取扱うが、提供はしていない)	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システムパッケージ保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項2	国民健康保険の保険給付の支給に関する事務	
①委託内容	国保連合会共同電算処理事務委託・第三者行為損害賠償請求事務委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	①療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、特別療養費の支給対象となる被保険者及び世帯主 ②第三者行為の被害届の対象者及び世帯主	
その妥当性	対象者に対し正確な給付等を行うため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内の作業で取扱うが、提供はしていない)	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	国保団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	国保共同電算システム及び保険者レセプト管理システムの運用業務、求償システム運用

委託事項3		国民健康保険の保険給付の支給に関する事務	
①委託内容		申請書のデータ作成委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	高額療養費等の支給対象となる被保険者及び世帯主	
	その妥当性	対象者に対し迅速な給付を行うため。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社新日本コンピュータサービス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		共通基盤システムの開発・保守・運用
①委託内容		共通基盤システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民 ※削除者を含む。
	その妥当性	システム保守業務を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象とする必要がある
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業

委託事項5		資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p><選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	<p>・被保険者(*) 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>* 国保法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう</p>
	その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国保法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑥委託先名		国保団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<p>[再委託する]</p> <p><選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用している国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項6		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう
その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑥委託先名		相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。
⑦再委託の有無 ※		国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項7	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	支払基金	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。</p>	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	

委託事項8	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者 のうち、本市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者 でない者 (例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう
その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の 住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要であ る。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の 世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年 間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける 権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格 確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保 総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのもの には、個人番号を用いない。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	相模原市情報公開条例に基づく、公開請求を行うことにより、確認することができる。	
⑥委託先名	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (7) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法別表第2に掲げる情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市国民健康保険の被保険者及びその世帯主 過去に上記に該当していた者で、国保法第5条に該当しなくなった、又は同法第6条に該当することとなったことにより被保険者資格を喪失した者及びその世帯主
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先1	番号法第9条第2項に基づく条例に定める者(別紙2参照)
①法令上の根拠	市番号条例第4条第2項及び第3項
②移転先における用途	別紙2のとおり
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格・賦課・給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	必要な都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>①国民健康保険システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。</p> <p>②紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及び情報システム室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、情報システム室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>[6年以上10年未満]</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	国民健康保険の届書等については、相模原市公文書管理条例により保管期間は完結した年度の年度末の翌日から起算して5年(当該年度を含めて、上記選択肢では6年以上10年未満)である。												
③消去方法		<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>①保存期間が満了となったものは、システムにより消去する。</p> <p>②紙媒体については機密文書として、溶解処理を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>情報が不要となった場合には、システムにより消去する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

項目名		項目名	
世帯情報			
1	国保番号(被保険者証番号)	65	納入通知書発付日
2	国保世帯番号	66	所得情報 所得金額
3	被保険者証区分	67	所得情報 収入金額
4	世帯主氏名	68	所得情報 控除金額
5	世帯主宛番号	69	所得情報 特別控除額
6	世帯主個人番号(※)	70	所得情報 住民税課税情報
7	現住所	71	資産情報 単有資産情報
8	送付先住所	72	資産情報 共有資産情報
9	送付先氏名	73	介護適用除外情報
10	連絡先(電話番号)	給付情報	
11	世帯メモ	74	若人所得区分
12	収納情報 調定額	75	前期高齢者所得区分
13	収納情報 納付額	76	レセプト 基本情報 診療情報
個人情報		77	レセプト 基本情報 費用額情報
14	宛番号	78	レセプト 公費情報
15	個人番号(※)	79	レセプト 減免・猶予情報
16	資格取得年月日	80	レセプト 状態区分
17	資格喪失年月日	81	療養費 申請情報 診療情報
18	氏名カナ	82	療養費 申請情報 費用額情報
19	氏名漢字又は英字	83	療養費 公費情報
20	住所	84	療養費 支給情報 支給決定日
21	性別	85	療養費 支給情報 支給年月日
22	生年月日	86	療養費 支給情報 支払先情報
23	続柄	87	高額療養費 基本情報 計算元若人所得区分
24	退職情報	88	高額療養費 基本情報 計算元前期高齢者所得区分
25	加入保険情報	89	高額療養費 基本情報 高額療養費計算内訳情報
26	修学情報	90	高額療養費 基本情報 支給額
27	遠隔地施設情報	91	高額療養費 該当レセプト情報
28	住所地特例情報	92	高額療養費 申請情報
29	失業情報	93	高額療養費 支給情報 支給決定日
30	特定同一世帯所属者情報	94	高額療養費 支給情報 支給年月日
31	旧被扶養者情報	95	高額療養費 支給情報 支払先情報
32	高齢受給者証情報	96	出産一時育児金 申請情報 子情報
33	高齢受給者証 負担割合	97	出産一時育児金 申請情報 基準年月日
34	限度額適用認定証・標準負担額減額証情報	98	出産一時育児金 申請情報 支給額
35	限度額適用認定証・標準負担額減額証適用区分	99	出産一時育児金 支給情報 支給決定日
36	特定疾病療養受療証情報	100	出産一時育児金 支給情報 支給年月日
37	特定疾病療養受療証 疾病名	101	出産一時育児金 支給情報 支払先情報
38	個人メモ	102	葬祭費 申請情報 申請者情報
39	被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)	103	葬祭費 申請情報 支給額
40	券面記載の被保険者証記号	104	葬祭費 支給情報 支給決定日
41	券面記載の被保険者証番号	105	葬祭費 支給情報 支給年月日
42	券面記載の氏名(漢字)	106	葬祭費 支給情報 支払先情報
43	券面記載の氏名(漢字)の読み仮名	107	高額介護合算療養費 申請情報 国保資格情報
44	券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)	108	高額介護合算療養費 申請情報 後期資格情報
45	券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名	109	高額介護合算療養費 申請情報 介護資格情報
46	被保険者証裏面への性別記載の有無	110	高額介護合算療養費 自己負担額情報 医療分
47	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無	111	高額介護合算療養費 自己負担額情報 介護分
48	自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日	112	高額介護合算療養費 計算結果情報 自保険者分
賦課情報		113	高額介護合算療養費 計算結果情報 他保険者分
49	相当年度	114	高額介護合算療養費 支給情報 支給決定日
50	課税年度	115	高額介護合算療養費 支給情報 支給年月日
51	所得割額	116	高額介護合算療養費 支給情報 支払先情報
52	資産割額	117	不当利得情報 返納金情報
53	均等割額	118	不当利得情報 対象レセプト
54	平等割額	管理情報	
55	軽減情報	119	更新年月日
56	減免情報	120	更新時刻
57	期別情報	121	処理ID
58	年間賦課額	122	端末ID
59	特別徴収情報 対象者情報 基礎年金番号	123	更新職員ID
60	特別徴収情報 対象者情報 年金保険者情報	124	
61	特別徴収情報 対象者情報 介護特別徴収情報		
62	特別徴収情報 対象者情報 特別徴収金額情報		
63	特別徴収情報 回付記録情報		
64	納入通知書情報		
		※個人番号は、宛番号と紐づけて共通基盤システムの情報から参照する。	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 資格・賦課・給付情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①届書等の受理に際しての本人確認は、顔写真入りの官公署発行の免許証等の提示を求め、所持していない場合は、被保険者証等の名前入りの複数の証明となるものの提示を求める。また、厚生労働省からの通知（「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について」(平成27年10月22日付け保国発1022第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、以下「厚労省国保課長通知」という。）に該当する場合は、個人番号の記載を求めず、職員が検索して記載することで誤った個人番号の取得を防止する。 ②特定個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ※不正データ(1対1とならないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により不正データの是正をおこなう。また、ユーザあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> ①入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止する。 *ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①届書等は、届出等に必要な情報のみを記入する様式とする。 ②必要な情報以外を誤って記載することがないように、記入例等の案内書類を整備する。 ③届出等を行う者が誤って不要な情報を記載しないよう、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行う。 ④申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出させることで必要な情報以外の情報を入手しない。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> データへのアクセスに対して操作権限を定め、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 *ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①国民健康保険に関する届出等においては、本人あるいは代理人による届書等のみを受付し、窓口で受付の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認(身元確認)及び委任状の確認を行う。 ②国民健康保険事務で市から発出する通知等には、相手方が個人番号利用事務を行う機関(官公署等)で法令による場合(地方税法第19条の6第1項及び第2項、第20条の4第1項、第20条の11)を除き、個人番号は記載されない。</p> <p><住基ネットにおける措置> 住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、またシステムの操作履歴を取得する機能(以下「ログ」という。)により、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> 特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期(タイミング)およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①番号法第16条(本人確認の措置)により、届書等受付の際は、窓口で個人番号カードまたは番号通知カードと他の証明書類(免許証・パスポート等)の提示を受けて、本人確認を徹底する。 ②代理人による届出等の場合は、上記にあわせて、委任状や本市の情報システムなどを用いて記載内容の真正性の確認を行う。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> ①特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。 ②さらに、国保連合会においても国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保する。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> 国保総合(国保集約)システムのデータベース更新にあたっては、届書等受付時の本人確認に加え、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、国保総合(国保集約)システムのデータベースを更新する。不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求める。</p>

<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①届書等に記載された個人番号については、窓口で個人番号カード・通知カード・個人番号入りの住民票により個人番号の真正性を確認する。 ②上記による確認が取れない場合、該当者が本市に住所をもつ者であれば共通基盤システムを通じて参照する個人番号と照合し、個人番号の確認を行う。 ③本市に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムに提供される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみである。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①受付時に、届書等に誤りがないか、届出等を行う者に確認する。 ②国民健康保険システムにおいて賦課決定を行った場合、必ず複数人で入力・訂正・削除の内容を確認する。 ③課税資料等が不正に改ざんされないよう、資料は利用時以外、施錠されたキャビネット等に保管する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムに提供される個人番号は、担当部署にて真正性が確認された番号のみとする。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> ①国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ②国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> 国保総合(国保集約)システムのデータベース更新にあたっては、受付時の確認に加え、国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、国保総合(国保集約)システムのデータベースを更新する。不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求める。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。 ②共通基盤システムでは、個人番号の入手にあたっては、検査用数字(チェックデジット)を確認する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【国保連合会以外からの入手】 <運用における措置> ①窓口で届出等を行う者が来庁した場合は、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにした窓口で職員が対面して届書等を直接收受する。 ②業務で使用する個人情報を含む届書等の書類は放置せず、利用時以外は施錠された場所で保管する。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④郵送により届書等を提出する場合は、本市のホームページ・広報紙などで事前に提出先を広く周知し、送付先の誤りなどによる情報漏洩・紛失などを防止する。 ⑤提出された届書等は、他の書類との混在を防ぎ利用時以外は施錠されたキャビネット等に保管する。 ⑥国民健康保険の事務に従事している者に対し、相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程(平成27年相模原市訓令第14号。以下「市管理規程」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、遵守を徹底させる。</p> <p><住基ネットにおける措置> 住基ネットから入手する場合は、市町村CSの認証機能により特定の権限者以外は操作が行えず、またログにより、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> 職員が所有するICカードに、利用できるシステムの範囲や参照できる情報を設定し、ICカードを所有する特定の権限者以外には利用できないような仕組みを構築する。 なお、ICカードとは、職員証とは別の、PCへのログイン時に使用するセキュリティカードであり、職員が個人ごとに所有している。カードリーダーにICカードをかざし、パスワードを入力することで、PCにログインすることができる。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、システムのアクセス状況や操作内容、データ処理内容等を追跡できるように、ログの記録を行い、不適切な操作を抑止する。 ②共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与することで、情報の漏えい等を防止する。</p> <p>【国保連合会からの入手】 <国保総合PCにおける措置> ①本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ②本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施する。 ③本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ④ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行い、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ⑤国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。 ⑥国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減する。</p> <p><国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受において使用する電子記録媒体における措置> ①電子記録媒体は、国民健康保険システムを取扱う職員のうち、システム担当者又は国保総合PCを取扱う権限を付与された職員だけが取扱うように限定する。 ②電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ③電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ④保管する必要がない使用済の電子記録媒体は物理的破壊等の復元防止措置をし、破棄する。 ⑤操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>—</p>

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><運用における措置></p> <p>①個人情報を収集する際は、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。</p> <p>②市管理規程に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>①番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みを構築する(個人番号を物理的に表示しない)。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。</p> <p>②国民健康保険システムにおいて、システム操作に関するログの記録を適切な方法で実施する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減する。</p> <p>*ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国保情報集約システムの国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている</p> <p style="margin: 0;">2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>①ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</p> <p>②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。</p> <p>③国民健康保険システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。</p> <p>②共通基盤システムでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。</p> <p>③共通基盤システムでは、パスワードの適性なチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。</p> <p>④共通基盤システムでは、システム間を跨る際は、共通基盤システムのログイン認証時に操作権限の確認を行い、操作権限のないシステムについては、システムのメニュー表示を行わない。</p> <p>⑤共通基盤システムでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施する。</p> <p>⑥共通基盤システムを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>①国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</p> <p>②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止する。</p> <p>③国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が入不正に使用されることのリスクを軽減する。</p> <p>④ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底する。</p> <p>⑤パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>

アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <選択肢> 1) 行っている </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 2) 行っていない </td> </tr> </table>	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
具体的な管理方法	<p><運用における措置></p> <p>①IDの発効管理 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとする。 新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、毎年セキュリティ教育を実施し、市管理規程の遵守を徹底させる。</p> <p>②失効管理 権限を有していた職員の異動退職情報を情報システム管理者（情報システムを所管する課の長）が確認する。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>①IDの発効管理 申請に対して、情報システム管理者が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。</p> <p>②共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。</p> <p>③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録／変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限を与えない。</p> <p>④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>国保連合会は市管理規程に定める保護管理者（国民健康保険事務を所管する課の長）に対し、管理者権限IDを付与する。 保護管理者は、管理者権限IDを用いて、事務取扱担当者に対してIDの発効を行う。 失効（変更）についても同様に、保護管理者にて管理する。</p>		

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システム運用における措置> ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者が定期的(人事異動時など)に確認する。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> 業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。 ②共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ユーザIDやアクセス権を保護管理者が定期的(人事異動時など)に確認し、不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。</p>	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><運用における措置> 「市管理規程」及び「相模原市保有個人情報等の適切な管理に関する要綱(平成28年1月4日施行。以下「市管理要綱」という。)」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> ①アクセスのログを残し、半年に一度ログを確認する。 ②国民健康保険システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったかを記録する。) ③自動実行等による処理についても、同様にログの記録を行う。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ②ログについては一定期間保存し、定期的に情報システム管理者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ①国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録する。 ②保護管理者は半年に一度、ログの内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ③当該記録については、一定期間保存する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><事前の手続き等における措置></p> <p>①職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならないことを徹底。</p> <p>②法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき等を除き、保有個人情報を収集するときの取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないことを徹底する。</p> <p>③職員以外の委託事業者には、「特定個人情報を含む個人情報の取扱いに関する特記事項」(以下、「契約書特記事項」という。)を契約書に添付し遵守するよう定める。</p> <p><国民健康保険システム運用における措置></p> <p>①市管理規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。</p> <p>②ユーザIDやアクセス権限については、情報システム管理者が定期的(人事異動時など)に確認を実施する。</p> <p>③国民健康保険システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動後に国民健康保険システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。</p> <p>④情報システム管理者は、不要となったIDや権限を変更または削除する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。</p> <p>②共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。</p> <p>③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。</p> <p>④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。</p> <p>⑤共通基盤システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><運用における措置> バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し徹底させる。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①基幹系システムのデータバックアップ以外に、本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行う。 ②複製データへのアクセス権限については、情報システム部門のメンバー以外は行えないよう制限する。 ③複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は、2要素認証等の適切な方法で実施する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ①市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ②国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが国保連合会によって点検される。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国保情報集約システムの国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p><国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受において使用する電子記録媒体における措置> ①電子記録媒体は、国民健康保険システムを取扱う職員のうち、システム担当者又は国保総合PCを取扱う権限を付与された職員だけが取扱うように限定する。 ②電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ③電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ④保管する必要がない使用済の電子記録媒体は物理的破壊等の復元防止措置をし、破棄する。 ⑤操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	------------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><運用における措置> 市管理規程に基づき対応を行う。</p>	<p>【国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受において使用する電子記録媒体の紛失に関するリスク及びそのリスクに対する措置】 国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受については、電子記録媒体を使用するが、同一庁舎内における持ち運びとはいえず、市管理規程等に定める取扱区域(特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域)外において持ち運びを行うため、紛失のリスクが生じる。</p> <p><上記リスクに対する措置> 電子記録媒体が作成されてから破棄を行うまでの管理を次のように行う。 ①電子記録媒体に特定個人情報を記録するときは、特定個人情報等管理簿に、電子記録媒体に記録した内容、件数を記録し、保護責任者の承認を受ける。 ②電子記録媒体は速やかに取扱区域へ持ち帰る。 ③取扱区域において、速やかに国保総合PCからファイル転送を行う。その際、特定個人情報等管理簿にその内容、件数を記録し、保護責任者の承認を受ける。①の内容、件数と照合し、相違がないことを確認する。 ④ファイル転送が完了したとき、電子記録媒体に記録されている特定個人情報は、速やかに消去する。その際、特定個人情報等収集等記録簿にその内容、件数を記録し、保護責任者の確認を受ける。①、③の内容、件数と照合し、相違がないことを確認する。 ⑤保管する必要がない電子記録媒体は、物理的破壊等の復元防止措置をし、破棄する。</p>
---	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認 <運用における措置>
 外部委託に際しては市管理規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを確認する。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 [制限している] <選択肢>
 1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

<運用における措置>
 年1回以上、委託事業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど市管理規程の遵守を徹底させる。

<国民健康保険システムにおける措置>
 ICカード認証により使用できる権限を制限する。

<国保集約システムにおける措置>
 アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者遵守させる。また、アクセス権限の管理状況を年1回以上報告させる。

<医療保険者等向け中間サーバー等における措置>

- ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
- ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
- ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
- ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置>

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業時には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><国民健康保険システムにおける措置> ①アクセスのログを残し、半年に一度ログの確認をする。 ②委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行い、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行えるよう設定する。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> ①委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録する。 ②国保連合会の当該システム管理者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ③保護管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>

<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><運用における措置> ①ルールの内容 (1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。 (2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の「委託元(国保年金課、DX推進課)」(以下、「委託元」という。)に対する申請及び承諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金も含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。 (2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 受渡しについて書面により委託元に対して申請し、その承認を得る。 イ 受渡しの手段、日時及び場所は委託元が指定し、委託元に対して個人情報の預り証を提出する。 ウ 返還の方法を委託元が指定し実施する。 ②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡しの手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金も含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。</p>
<p>特定個人情報の消去ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p><運用における措置> ①ルールの内容 契約書特記事項に以下の内容を定める。 ア 委託元が指定した方法で消去又は廃棄(以下「消去等」という。)を実施する。 イ 委託先が消去等をするときは、事前に消去等をすべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去等の方法及び処理予定日を書面で委託元に申請し、その承認を得る。 ウ 委託先は、消去等に際し、委託元が立会いを求めた場合はこれに応じる。 エ 委託先が委託業務において利用する個人情報等を廃棄する場合は、当該情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じる。 オ 委託先が個人情報等の消去等を行った後、その日時、担当者名及び消去等の内容を記録し書面により委託元へ報告する。 ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託元に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金も含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<運用における措置> 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報の保護に関する法律等の遵守 ②安全管理体制の整備 ③作業場所の特定 ④従事者の教育実施 ⑤知り得た個人情報の秘密保持 ⑥再委託範囲の明確化 ⑦個人情報管理の徹底 ⑧目的外利用の禁止	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p><運用における措置> 契約書特記事項に以下の内容を定め、適宜確認を行う。 ①やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、理由、処理する内容、取扱う情報、設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等安全管理措置を委託元に書面により申請し、その承諾を得る。 ②委託先は、再委託先に原委託に基づく一切の義務を厳守させ、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負う。 ③委託先は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に定める。 ④委託先は、再委託先の履行状況の管理及び監督を行い、委託元の求めに応じてその状況を委託元に報告する。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における措置> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得る。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、承諾を得る。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessaryな複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	

その他の措置の内容	<運用における措置> 相模原市個人情報取扱事務委託基準に基づき対応を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<運用における措置> 個人情報は庁舎外では取扱わないよう、庁舎内の端末機で作業を行う。 <国保連合会における措置> ①国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じる。 ②国保総合(国保集約)システムではUTM等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ⑥特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ⑦国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ⑧特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に国保連合会システム管理者の承認を得る。 ⑨許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ⑩電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<運用における措置> 市管理規程及び市管理要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。 <国民健康保険システムにおける措置> 提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に、作成日時、提供日時等の実行処理結果が、ログとして記録される仕組みとする。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行う。 ②共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼書を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。	
その他の措置の内容	<運用における措置> 市管理規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<事前の手續等における措置> ①通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみで行う。 ②国保関係情報の移転依頼が他課からある場合には、依頼する課は、所定の様式にて目的・概要、記録項目などを明記して依頼する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> 同一機関内における特定個人情報の移転の際は、提供先の各担当課より原則的に依頼書を提出させ、依頼の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供する。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、操作者によるログインからログアウトまでの間、ログの記録を行い、誤った特定個人情報を提供・移転してしまうリスク及び誤った相手に特定個人情報を提供・移転するリスクの抑止を図る。 ②通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとし、不適切な方法を用いた提供・移転のリスクの抑止を図る。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><事前の手続等における措置></p> <p>①個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集する。</p> <p>②職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必要とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施する。</p> <p>②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになる。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><事前の手続等における措置></p> <p>適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設ける。</p> <p><ID></p> <p>自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。</p> <p><パスワード></p> <p>①パスワードは定期的に変更する。</p> <p>②パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じてはならない。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、情報入手元が中間サーバーであることを確認後、情報を入手する。</p> <p>②共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提要ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保する。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口等における措置> 届書等の受付時に、記載内容等に誤りがないか、届出等を行う者に確認する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、中間サーバーに情報入手要求をする際は、自動的に要求先が中間サーバーとなる仕組みとする。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><窓口等における措置></p> <p>①操作端末の画面は来庁者から見えない位置に配置する。 ②業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び届書等は放置せず、利用時以外には施錠された書庫・キャビネット等で保管する。 ③事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーにより裁断する。 ④窓口にて記載された届書等は、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等に保管する。 ⑤情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等の防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要となった情報は消去する。 ⑥情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机の上に放置しない等、常時に適切な取扱いを義務付ける。 ⑦離席時には、パソコンのモニター画面について、パスワード付スクリーンセーバーの設定やコンピュータロック等適切な措置を講じる。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応する(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みとなる。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応する。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><事前の手続等における措置> 市番号条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①不正なアクセスを防止するため認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤システムに接続できる仕組みとしている。 ②不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとする。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><事前の手続等における措置> 市番号条例及びその施行規則により、特定個人情報の提供及び移転について、移転・提供することができる事務及びその情報を定めている。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、通信の暗号化を実施する。 ②共通基盤システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を共通基盤システムに限定する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施したうえで提供を行う仕組みとする。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとする。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応する。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応する。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><事前の手續等における措置></p> <p>①国民健康保険システムにおいて資格異動や給付情報を入力する際、複数人で入力・訂正・削除の内容を確認することで誤った特定個人情報を提供・移転してしまうことを防ぐ。</p> <p>②万が一内容に誤りがあった場合は、職権により当該情報を作成・修正することで対応する。</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供する。</p> <p>②共通基盤システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応する。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへの取り込みデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応する。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのデータを出力する機能を有する。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><運用における措置></p> <p>①入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。</p> <p>②紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネット等で保管する。</p> <p>③外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 <p>(外部へ持ち出す際には、市管理規程に基づき、管理者の承認を受ける。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵の付いた書庫等での保管 ・台帳による管理 <p>④端末については、盗難防止具を使用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し、承認されていない物品、記録媒体、通信機器等を不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><事前の手続き等における措置></p> <p>不正プログラム対策関係のソフトウェアの設定を別に定め、正しく設定されていることを定期的に、又は必要に応じて確認する。</p> <p><システム環境における措置></p> <p>①不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、ウイルスチェックを実施する。</p> <p>②新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <p>①国保総合(国保集約)システムと情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。</p> <p>②国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。</p> <p>③国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>④不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入する。</p> <p>⑤オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、可能な限り速やかに実施する。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><運用における措置> 紙媒体は公文書管理規則による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行う。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> システムでのデータ更新はリアルタイム又はバッチ処理により行い、異動情報は即座に又は適宜置き換わる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市国民健康保険事務における特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱(平成28年1月4日施行。以下「市国保事務特定個人情報取扱い要綱」という。)により消去(廃棄)手順を定めている。 紙媒体の情報は、公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。 機器に内蔵されている電磁的記録媒体を廃棄する場合は、統括情報セキュリティ管理者が指定する場所で、当該機器から電磁的記録媒体を取り外し、物理的破壊を行う。なお、破壊後の電磁的記録媒体及び機器本体は、統括情報セキュリティ管理者が一括して廃棄する。 <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <p>通常の資格・賦課・給付情報は保存期間満了後に消去する。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない。 国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><取りまとめ機関における措置></p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><本市における措置> 主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市管理規程で定める保護管理者への報告を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><本市における措置> 市管理規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて定期的に監査を行っている。</p> <p><国保総合(国保集約)システム> 番号法第29条の3第2項による個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><本市における措置> ①担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施している。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。 ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる 職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施している。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・教育事項:国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに係るサイバーセキュリティに関する教育・啓発> ・教育事項:番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度:おおむね一年ごと ・教育方法:集合教育 ・教育対象:特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置:違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結する。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 * 番号法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)によるもの。</p>

3. その他のリスク対策

<取りまとめ機関における措置>

・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に請求先、請求方法、請求書の様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、複写費用を徴収している。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	人間ドック・特定健康診査・特定保健指導事務・保健師指導事務・糖尿病性腎症重症化予防事務管理者ファイル、国民健康保険脳ドック事業管理者ファイル、国民健康保険被保険者健康診査・保健指導事務管理者ファイル、国民健康保険被保険者歯科健康診査事務管理者ファイル、国民健康保険保健事業事務(効果的な保健事業に向けた基礎調査業務)管理者ファイル、第三者行為進捗状況一覧表、国民健康保険業務ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険課税ファイル
公表場所	本市ホームページ (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026896/shikumi/1026899/1028186.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	相模原市 健康福祉局 生活福祉部 保険企画課 相模原市中央区中央2-11-15 042-707-7023
②対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	住所、氏名、電話番号、意見を記入の上、直接か郵送、ファクス、Eメールにて聴取。(パブリックコメント手続きに準じて行う。)
②実施日・期間	平成28年1月9日から平成28年2月8日まで(31日間) <当初評価実施時> 平成28年9月26日から平成28年10月25日まで(30日間) <再評価実施時> 令和2年4月15日から令和2年5月19日まで(35日間) <再評価実施時> 令和5年8月15日から令和5年9月14日まで(31日間) <再評価実施時>
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年12月22日、平成28年2月19日、3月3日 <当初評価実施時> 平成28年11月10日、11月29日 <再評価実施時> 令和2年7月16日 <再評価実施時> 令和5年6月2日、令和5年11月21日 <再評価実施時>
②方法	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問
③結果	<当初評価実施時> 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の観点から調査審議が行われ、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。 ただし、関係省庁による通知及び市特定個人情報等取扱い規程等に基づいて、より充実したマニュアルを策定するよう対応を求める意見があり、今後、業務マニュアルをより充実させる。 <再評価実施時> 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の観点から調査審議が行われ、指針に定める実施手続等に適合し、かつ、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし、妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	記載なし	<6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	30万人以上	10万人以上30万人未満	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	<3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供>以下の文	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	記載なし	システム6の全て	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	記載なし	(1)に<医療保険者等向け中間サーバー等システム>を追加	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-A)	記載なし	新規追加システム(医療保険者等向け中間サーバー等システム、オンライン資格確認等システムなど)の挿絵を追加	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-B)	記載なし	新規追加システム(医療保険者等向け中間サーバー等システム、オンライン資格確認等システムなど)の挿絵を追加	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-B) 備考	記載なし	(備考) [資格(被保険者)情報の管理に関する事務] ⑤に<オンライン資格確認等システム>以下の文を追加	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-C)	記載なし	新規追加システム(医療保険者等向け中間サーバー等システム、オンライン資格確認等システムなど)の挿絵を追加	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-C) 備考	記載なし	(備考) C-4. 市町村保険者共同処理業務等委託 <オンライン資格確認等システム>以下の文	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-C) 備考	記載なし	(備考) <C-5. オンライン資格確認の準備業務委託> 以下の全文	事前	
令和2年8月13日	I 基本情報 (別添1-(3)) 備考	記載なし	(別添1-(3))の全て	事前	
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	記載なし	<医療保険者等向け中間サーバー等システム>を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	記載なし	<オンライン資格確認等システム>以下の文	事前	
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	<およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者資格情報の提供>を追加	事前	
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	記載なし	委託事項7の全て	事前	
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	記載なし	委託事項8の全て	事前	
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目	記載なし	「39 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)」から 「48 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日」までを追加	事前	
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	記載なし	「⑤パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。」を追加	事前	
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	記載なし	<医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける措置>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	記載なし	<医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける措置>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	記載なし	<医療保険者等向け中間サーバー等システム>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する	記載なし	<取りまとめ機関における措置>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<取りまとめ機関における措置>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	記載なし	「教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。」を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月13日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	記載なし	<取りまとめ機関における措置>以下の全文	事前	
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	3件	2件	事後	件数が誤っているため
令和2年8月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの提供・移転移転・提供の有無	3件	1件	事後	件数が誤っているため
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(全般)	「証跡機能」 「監査証跡」 「ログ」	「ログ」に統一	事後	表記が分かりづらいため
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(全般)	<共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施する。 ②共通基盤システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門が管理を行い、登録/変更の際は、長又は代理の者が設定の変更を行う。 ③ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(人事異動時など)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ④共通基盤システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。	<共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を構築する。 ②共通基盤システムにおける権限については、まず、職場の管理職が決定した各職員の事務分担に基づいて、その事務に必要な機能を有するユーザIDごとのシステム権限設定シートを作成する。 ③情報システム部門の長が、そのシートに基づいてアクセス権限の管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行う。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限を与えない。 ④人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、職場の管理職がシステム権限設定シートを修正し、そのシートに基づいて、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更又は削除する。	事後	表記が分かりづらいため
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(全般)	<国保総合PCにおける措置> ②国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。	<国保総合PCにおける措置> ②国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが国保連合会によって点検される。	事後	表記が分かりづらいため
令和2年8月13日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク リスクに対する措置の内容 <国民健康保険システムにおける措置>	記載なし	<なご、ICカードとは、>以下の文	事後	表記が分かりづらいため
令和2年8月13日	全体	組織改編に伴う課名等修正	組織改編に伴う課名等修正	事後	令和2年4月1日より
令和3年6月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税務部債権対策課 総務局情報政策課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	健康福祉局生活福祉部保険企画課、国保年金課、財政局税務部債権対策課 市長公室DX推進課 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にとらならないため(組織改編による課名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険企画課長、国保年金課長 債権対策課長、情報政策課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、 大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、 藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	保険企画課長、国保年金課長 債権対策課長、DX推進課長、緑区役所区民課長、中央区役所区民課長、南区役所区民課長、 大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、相模湖まちづくりセンター所長、 藤野まちづくりセンター所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長	事後	重要な変更にとらならないため (組織改編による課名変更)
令和3年8月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	保険企画課、国保年金課 債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	保険企画課、国保年金課 債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にとらならないため (組織改編による課名変更)
令和3年8月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施期間内の他部署	市民税課、資産税課、区政支援課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所	市民税課、資産税課、区政推進課、各区役所区民課及びまちづくりセンター、出張所	事後	重要な変更にとらならないため (組織改編による課名変更)
令和3年8月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保険企画課、国保年金課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	保険企画課、国保年金課、債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にとらならないため (組織改編による課名変更)
令和3年8月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	保険企画課、国保年金課 債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	保険企画課、国保年金課 債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にとらならないため (組織改編による課名変更)
令和3年8月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保険企画課、国保年金課、債権対策課、情報政策課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	保険企画課、国保年金課、債権対策課、DX推進課、 緑区役所区民課、まちづくりセンター(大沢、城山、津久井、相模湖、藤野)、出張所(串川、鳥屋、青野原、青根) 中央区役所区民課、まちづくりセンター(大野北、田名、上溝) 南区役所区民課、まちづくりセンター(大野中、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林)	事後	重要な変更にとらならないため (組織改編による課名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><運用における措置></p> <p>①ルールの内容</p> <p>(1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。</p> <p>(2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の「委託元(国民健康保険課、情報政策課)」(以下、「委託元」という。)に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法</p> <p>契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。</p> <p>(1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。</p> <p>(2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。</p>	<p><運用における措置></p> <p>①ルールの内容</p> <p>(1)契約書に次の守秘義務(目的外利用の禁止、他者への提供禁止、契約満了又は解除後も同様)の内容を規定し、契約書特記事項を添付し遵守させる。</p> <p>(2)契約書特記事項に以下の項目を定める。 ア 再委託の原則禁止、やむを得ず再委託する必要がある場合の「委託元(国保年金課、DX推進課)」(以下、「委託元」という。)に対する申請及び許諾の手順、再委託先への管理監督義務等 イ 目的外利用及び委託元の承認を得ない他者への提供を禁止 ②ルール遵守の確認方法</p> <p>契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。</p> <p>(1)作業責任者及び作業従事者に対して秘密保持に関する誓約書を提出させ、委託元に報告する。</p> <p>(2)実地調査等を行う際における、委託先の協力義務を定め、調査等を実施する。</p>	事後	重要な変更にあたらないため(組織改編による課名変更)
令和3年8月25日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<p><本市における措置></p> <p>市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施する。</p> <p><国保総合(国保集約)システム></p> <p>番号法第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>	<p><本市における措置></p> <p>市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。</p> <p><国保総合(国保集約)システム></p> <p>番号法第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告(それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。</p>	事後	重要な変更にあたらないため(語句修正)
令和3年8月25日	Ⅳ その他のリスク対策 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><本市における措置></p> <p>①担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 <p>②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 	<p><本市における措置></p> <p>①担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 <p>②情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期及び随時に情報セキュリティ対策の啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 	事後	重要な変更にあたらないため(語句修正)
令和3年8月25日	Ⅵ 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月15日	令和2年2月7日	事後	重要な変更にあたらないため(誤記修正)
令和3年8月25日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年1月9日から平成28年2月8日まで(31日間) <当初評価実施時> 平成28年9月26日から平成28年10月25日まで(30日間) <再評価実施時>	平成28年1月9日から平成28年2月8日まで(31日間) <当初評価実施時> 平成28年9月26日から平成28年10月25日まで(30日間) <再評価実施時> 令和2年4月15日から令和2年5月19日まで(35日間) <再評価実施時>	事後	重要な変更にあたらないため(前回実施日・期間の追記)
令和3年8月25日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	平成27年12月22日、平成28年2月19日、3月3日 <当初評価実施時> 平成28年11月10日、11月29日 <再評価実施時>	平成27年12月22日、平成28年2月19日、3月3日 <当初評価実施時> 平成28年11月10日、11月29日 <再評価実施時> 令和2年7月16日 <再評価実施時>	事後	重要な変更にあたらないため(前回実施日の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	(別添1)事務の内容 B:市民と国民健康保険事務 の関係 (備考)⑦	⑦国民健康保険税の賦課のため、介護保険に関する情報について、国保連合会から特別徴収対象候補者の情報が介護保険課経由で国保課に送付される。次に届いたデータを変換したものを国保課から情報政策課に渡し、システムへの反映を行う/システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、介護保険課経由で国保連合会に提出する/特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知する(システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、介護保険課経由で国保連合会に提出する)	⑦国民健康保険税の賦課のため、介護保険に関する情報について、国保連合会から特別徴収対象候補者の情報が介護保険課経由で国保課に送付される。次に届いたデータを変換したものを国保課からDX推進課に渡し、システムへの反映を行う/システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、介護保険課経由で国保連合会に提出する/特別徴収の対象となる年金保険者の情報を国保連合会に通知する(システムで処理された本徴収・仮徴収の依頼データや中止依頼データを再度変換し、介護保険課経由で国保連合会に通知する)	事後	重要な変更にあたらないため (組織改編による課名変更)
令和4年9月6日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による号番号修正)
令和4年9月6日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財政局税務部債権対策課	財政局税制・債権対策課	事後	重要な変更にあたらないため (組織改編による課名変更)
令和4年9月6日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	債権対策課長	税制・債権対策課長	事後	重要な変更にあたらないため (組織改編による課名変更)
令和4年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保険企画課 債権対策課	削除 税制・債権対策課	事後	重要な変更にあたらないため (組織改編による課名変更等)
令和4年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	保険企画課 債権対策課	削除 税制・債権対策課	事後	重要な変更にあたらないため (組織改編による課名変更等)
令和4年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による号番号修正)
令和4年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	企画財政局税務部市民税課	財政局市民税課	事後	重要な変更にあたらないため (組織改編による課名変更等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	3 国民健康保険税の徴収に関する事務 ①決定した国民健康保険税の徴収方法の決定を行う。 ②徴収した国民健康保険税の収納情報の管理を行う。 ③未納が発生した被保険者への督促、滞納処分を行うための滞納情報を管理する。 医療保険者等向け中間サーバー等システム	(削除) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1(国民健康保険システム) ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム	(削除)	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	総合収納システム	削除	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(共通基盤システム) ②システムの機能	④データ連携機能 庁内連携と中間サーバー連携機能の共通処理となるメッセージ変換を行う。 ⑥認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへのシングルサインオンの制御を行う。	④データ連携機能 庁内連携の共通処理となるメッセージ変換を行う。 ⑥認証機能 共通基盤システムへの認証と各業務システムへの職員情報の連携を行う。	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3(共通基盤システム) ③他のシステムとの接続	中間サーバーシステム 各事務システム	中間サーバー 各業務システム	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(国保総合(国保集約)システム) ②システムの機能	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4(国保総合(国保集約)システム) ③他のシステムとの接続	(追加)	その他: 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(医療保険者等向け中間サーバー等) ①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(医療保険者等向け中間サーバー等) ③他のシステムとの接続	(追加)	国保総合(国保集約)システム オンライン資格確認等システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(医療保険者等向け中間サーバー等) ②システムの機能 (1/2)	1. 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) 2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(実施しないため評価対象外) 3. 本人確認事務に係る機能(実施しないため評価対象外)	1. 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(実施しないため評価対象外) ①機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5(医療保険者等向け中間サーバー等) ②システムの機能 (2/2)	1. 資格履歴管理事務に係る機能 ①資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ②オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) 2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(実施しないため評価対象外) 3. 本人確認事務に係る機能(実施しないため評価対象外)	②情報照会及び③情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 ④情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2) (評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3. 本人確認事務に係る機能(実施しないため評価対象外) ①個人番号取得及び②基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォーム」に係る中間サーバー(自治体中間サーバー)を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	医療保険者等向け中間サーバー等システム (2) 収納・滞納情報ファイル(総合収納システム)	医療保険者等向け中間サーバー等 (削除)	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(追加)	<オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追加)	<オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしやすさを実現する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	(追加)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	(追加)	納税課	事前	
令和5年12月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(追加)	納税課長	事前	
令和5年12月28日	(別添1)事務の内容 A~C、(1)~(3) 図及び備考	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	(別添1)事務の内容 A:国民健康保険事務全体の概要	総合収滞納システム(評価書の範囲内)	総合収滞納システム(評価書の範囲外)	事前	
令和5年12月28日	(別添1)事務の内容 B:市民と国民健康保険事との関係	図 総合収滞納システム ⑧・⑬:個人番号を含む情報(主にデータ通信)	⑧・⑬:個人番号を含まない情報(主にデータ通信)	事前	
令和5年12月28日	(別添1)事務の内容 C:国民健康保険事務と個人番号を含む業務委託の関係	図:第三者行為損害賠償請求事務委託(備考) C-1. 第三者行為損害賠償請求事務委託等 C-2. システム開発・保守・運用関係業務委託委託業者職員が庁内でシステム開発・保守・運用関係の業務を行うため、特定個人情報を取扱うことがありうる。特定個人情報の提供は行われない。	(削除) C-2. システム開発・保守・運用関係業務委託委託業者職員がシステム開発・保守・運用関係の業務を行うため、庁内で特定個人情報を取扱うことがありうるが、委託事業者へ特定個人情報の提供は行われない。	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	税制・債権対策課	(削除)	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<国保連合会からの入手> ○資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等):国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ○高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等):転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	<国保連合会からの入手> ○資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等):国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ○高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等):転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	税制・債権対策課	(削除)	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	7件	8件	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 (国保連合会共同電算処理事務委託・第三者行為損害賠償請求事務委託) ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	(追加)	⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託許諾申請書を提出の上、許諾。 ⑨再委託事項 国保共同電算システム及び保険者レセプト管理システムの運用業務、求償システム運用	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容 (柔道整復施術療養費支給申請書番号配列事務委託)		(削除)	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 (資格継続業務、高額該当回数 の引継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務)	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ①委託内容 ⑨再委託事項 (医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務)	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑧再委託の許諾方法 (医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務)	(追加)	(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ①委託内容 ⑨再委託事項 (医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務)	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑧再委託の許諾方法 (医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務)	(追加)	(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 (国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務)	(追加)	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 <共通基盤システムにおける措置>	入退室管理されたデータセンター内の施設されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。	情報が不要となった場合には、システムにより消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	
令和5年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	(2) 収納・滞納情報ファイル(総合収納システム)	削除	事前	
令和5年12月28日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(2) 収納・滞納情報ファイル(総合収納システム)	削除	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 ＜共通基盤システムにおける措置＞	※不正データ(1対1とまらないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により不正データの是正をおこなう。	※不正データ(1対1とまらないデータ)が混入した場合は、目視によるチェックが行える機能により不正データの是正をおこなう。また、ユーザーあるいはグループ単位でアクセス制限を付与できるため、不必要な情報へのアクセスを防止できる。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 リスクに対する措置の内容 ＜共通基盤システムにおける措置＞	また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容 【国保連合会以外からの入手】	⑥国民健康保険の事務に従事している者に対し、相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する規程(平成27年相模原市訓令第14号。以下「市特定個人情報等取扱い規程」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、遵守を徹底させる。	⑥国民健康保険の事務に従事している者に対し、相模原市保有個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程(平成27年相模原市訓令第14号。以下「市管理規程」という。)に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、遵守を徹底させる。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	(追加) ＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外では個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	＜運用における措置＞ ①個人情報を収集する際は、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。 ②市管理規程に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ＜共通基盤システムにおける措置＞ 共通基盤システムでは、個人番号関連業務以外では個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようにする。また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 ＜共通基盤システムにおける措置＞	また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。	また、個人番号利用事務以外では個人番号を表示しないようにしている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 ＜共通基盤システムにおける措置＞	①共通基盤システムでは、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ③共通基盤システムでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。	①共通基盤システムでは、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ③共通基盤システムでは、パスワードの適性なチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<p><運用における措置> ①IDの発効管理 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとする。 新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、毎年セキュリティ教育を実施し、市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 国保連合会は市特定個人情報等取扱い規程に定める保護管理者(国民健康保険事務を所管する課の長)に対し、管理者権限IDを付与する。</p>	<p><運用における措置> ①IDの発効管理 業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとする。 新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、毎年セキュリティ教育を実施し、市管理規程の遵守を徹底させる。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 国保連合会は市管理規程に定める保護管理者(国民健康保険事務を所管する課の長)に対し、管理者権限IDを付与する。</p>	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 <共通基盤システムにおける措置>	①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を構築する。	①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法 <共通基盤システムにおける措置>	①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を構築する。	①共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位で権限付与を実施できる機能を有している。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<p><運用における措置> 「市特定個人情報等取扱い規程」及び「相模原市特定個人情報等の適正な取扱いの確保に関する要綱(平成28年1月4日施行。以下「市特定個人情報取扱い要綱」という。)」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p>	<p><運用における措置> 「市管理規程」及び「相模原市保有個人情報等の適切な管理に関する要綱(平成28年1月4日施行。以下「市管理要綱」という。)」に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。</p>	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システム運用における措置> ①市特定個人情報等取扱い規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ⑤共通基盤システムの操作(異動権限あり)者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。</p>	<p><国民健康保険システム運用における措置> ①市管理規程に則し、主管課の新規採用者や新規配属者は配属直後に、既所属者に対しても年に1度、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施し、その記録を残す。</p> <p><共通基盤システムにおける措置> ⑤共通基盤システムの操作者が、退職や別部門へ異動する場合は、異動日をもって共通基盤システムの利用ができないよう、利用権限を変更・確認する。</p>	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に基づき対応を行う。</p> <p>【国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受において使用する電子記録媒体の紛失に関するリスク及びそのリスクに対する措置】 国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受については、電子記録媒体を使用するが、同一庁舎内における持ち運びとはいえ、市特定個人情報等取扱い規程等に定める取扱区域(特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域)外において持ち運びを行うため、紛失のリスクが生じる。</p>	<p><運用における措置> 市管理規程に基づき対応を行う。</p> <p>【国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受において使用する電子記録媒体の紛失に関するリスク及びそのリスクに対する措置】 国保総合PCと国民健康保険システムとの情報の授受については、電子記録媒体を使用するが、同一庁舎内における持ち運びとはいえ、市管理規程等に定める取扱区域(特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域)外において持ち運びを行うため、紛失のリスクが生じる。</p>	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p><運用における措置> 外部委託に際しては市特定個人情報等取扱い規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理体制の体制が適切かどうかを確認する。</p>	<p><運用における措置> 外部委託に際しては市管理規程に従い、保護管理者が業者に対して個人情報保護管理体制が適切かどうかを確認する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法(1/2)	<運用における措置> 年1回以上、委託事業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど市特定個人情報等取扱い規程の遵守を徹底させる。 <医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける措置>	<運用における措置> 年1回以上、委託事業者が当該従業員に対し、セキュリティ教育を実施し、実施の記録を市が確認するなど市管理規程の遵守を徹底させる。 <医療保険者等向け中間サーバー等における措置>	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法(2/2)	(追加)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法(1/2)	<医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける措置>	<医療保険者等向け中間サーバー等における措置>	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法(2/2)	(追加)	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外には対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ②ルール遵守の確認方法	契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	契約書特記事項に定める以下の方法により確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金も含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 ②ルール遵守の確認方法	②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡し的手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	②ルール遵守の確認方法 委託元が受渡し的手段、日時及び場所を指定し、その上で預り証を受領すること又は返還の方法を委託元が指定して実施することで、受渡し及び返還の実施を委託元が確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における違約金も含めた委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去のルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託先に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 (追加)	<運用における措置> ②ルール遵守の確認方法 契約書特記事項に定めた委託先に提出する書面及び消去等を行う際の立会い等により、消去等が行われたことを確認する。なお、委託先が義務を履行しない場合における委託元の契約解除権を定め、実効性を担保する。 <クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<運用における措置> 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報等の保護に関する条例等の遵守	<運用における措置> 契約書及び契約書特記事項に次の内容を規定する。 ①個人情報の保護に関する法律等の遵守	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法(1/3)	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。	<医療保険者等向け中間サーバー等における措置> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法(2/3)	(追加)	・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法(3/3)	(追加)	<p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、一タ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <取りまとめ機関における措置>	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 具体的な方法	<運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程及び市特定個人情報等取扱い要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。	<運用における措置> 市管理規程及び市管理要綱に基づき、特定個人情報等収集等記録簿で記録する。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 その他の措置の内容	<運用における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	<運用における措置> 市管理規程に定める情報漏えい等への対応に従う。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容 <共通基盤システムにおける措置>	②通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとし、不適切な方法を用いた提供・移転を軽減する。	②通常のデータの提供・移転は情報提供ネットワークまたは共通基盤システムのみとし、不適切な方法を用いた提供・移転のリスクの抑止を図る。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。	中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保される。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>	中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。	中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保される。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容 <共通基盤システムにおける措置>	①共通基盤システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスを制限する。 ②共通基盤システムでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。	①不正なアクセスを防止するため認証された個人番号利用事務(システム)のみ共通基盤システムに接続できる仕組みとしている。 ②不正利用の防止のため、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<運用における措置> ・持ち帰り禁止 (外部へ持ち出す際には、市特定個人情報等取扱い規程に基づき、管理者の承認を受ける。) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<運用における措置> ・持ち帰り禁止 (外部へ持ち出す際には、市管理規程に基づき、管理者の承認を受ける。) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し、承認されていない物品、記録媒体、通信機器等を不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 手順の内容 <運用における措置>	(追加)	・紙媒体の情報は、公文書管理条例による保存期間満了後に、溶解の方法により廃棄を行っている。 ・機器に内蔵されている電磁的記録媒体を廃棄する場合は、統括情報セキュリティ管理者が指定する場所で、当該機器から電磁的記録媒体を取り外し、物理的破壊を行う。なお、破壊後の電磁的記録媒体及び機器本体は、統括情報セキュリティ管理者が一括して廃棄する。	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 収納・滞納情報ファイル	(2) 収納・滞納情報ファイル	(削除)	事前	
令和5年12月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<本市における措置> 主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市特定個人情報等取扱い規程で定める保護管理者への報告を行う。 (追加)	<本市における措置> 主管課において内部点検計画を立案し、計画に則ったチェックリストを元に自己点検を実施し、自己点検結果について市管理規程で定める保護管理者への報告を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。	事前	
令和5年12月28日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<本市における措置> 市特定個人情報等取扱い規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。 (追加)	<本市における措置> 市管理規程に基づく監査計画を作成し、それに基づく監査を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行っている。	事前	
令和5年12月28日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	(追加)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(統括運用規定等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施している。	事前	
令和5年12月28日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	医療保険者等向け中間サーバー等システム	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公表	行っていない (追加) 個人情報ファイル名・公表場所	行っている ・個人情報ファイル名 人間ドック・特定健康診査・特定保健指導事務・保健師指導事務・糖尿病性腎症重症化予防事務管理者ファイル、国民健康保険脳ドック事業管理者ファイル、国民健康保険被保険者健康診査・保健指導事務管理者ファイル、国民健康保険被保険者歯科健康診査事務管理者ファイル、国民健康保険保健事業事務(効果的な保健事業に向けた基礎調査業務)管理者ファイル、第三者行為進捗状況一覧表、国民健康保険業務ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険課税ファイル	事前	
令和5年12月28日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ① 実施日	令和4年8月17日	令和5年8月15日	事前	
令和5年12月28日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ② 実施日・期間	(追加)	令和5年8月15日から令和5年9月14日まで(31日間) <再評価実施時>	事前	
令和5年12月28日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ① 実施日	(追加)	令和5年6月2日、令和5年11月21日 <再評価実施時>	事前	
令和5年12月28日	(別紙2) (1/2)	健康福祉局 保健所 疾病対策課 健康福祉局 福祉部 地域医療課 健康福祉局 保険高齢部 介護保険課 健康福祉局 保険高齢部 緑高齢者相談課 健康福祉局 保険高齢部 中央高齢者相談課 健康福祉局 保険高齢部 南高齢者相談課 健康福祉局 福祉部 障害福祉サービス課 健康福祉局 福祉部 精神保健福祉課 健康福祉局 福祉部 精神保健福祉センター 健康福祉局 福祉部 緑障害福祉相談課 健康福祉局 福祉部 中央障害福祉相談課 健康福祉局 福祉部 南障害福祉相談課 健康福祉局 福祉部 城山保健福祉課 健康福祉局 福祉部 津久井保健福祉課 健康福祉局 福祉部 相模湖保健福祉課 健康福祉局 福祉部 藤野保健福祉課 健康福祉局 福祉部 緑生活支援課 健康福祉局 福祉部 中央第1生活支援課 健康福祉局 福祉部 中央第2生活支援課 健康福祉局 福祉部 南生活支援課	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 生活福祉部 国保年金課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 介護保険課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 緑高齢・障害者相談課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 中央高齢・障害者相談課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 南高齢・障害者相談課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 精神保健福祉センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山福祉相談センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局 地域包括ケア推進部 相模湖福祉相談センター 健康福祉局 地域包括ケア推進部 藤野福祉相談センター 健康福祉局 生活福祉部 緑生活支援課 健康福祉局 生活福祉部 中央生活支援課 健康福祉局 生活福祉部 南生活支援課	事前	
令和5年12月28日	(別紙2) (2/2)	収納・滞納情報ファイル	(削除)	事前	